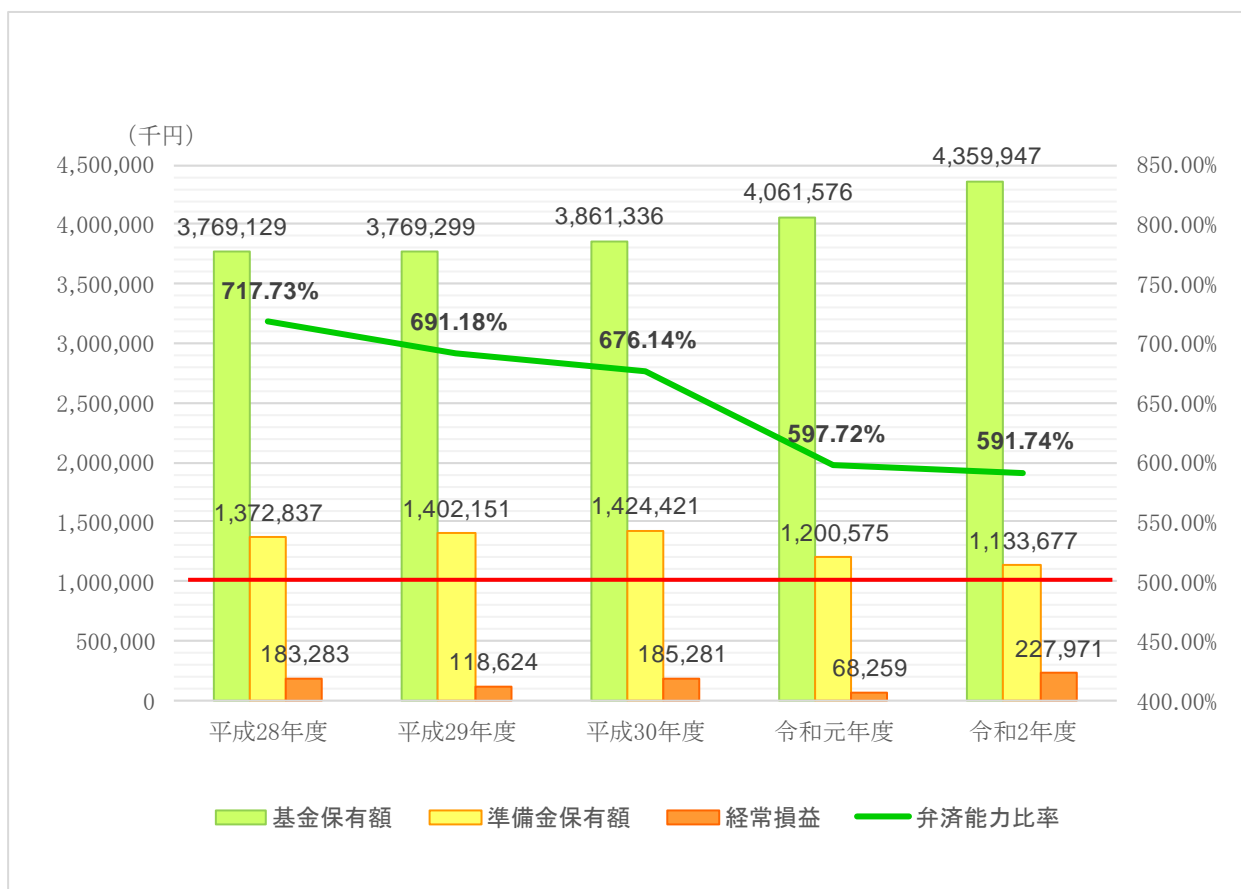


弁済能力比率等の推移



<協会の業務の健全性を判断するための自主基準>

事 項	指 標
(1) 保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る弁済能力比率	概ね500%を下回らない水準を確保
(2) 経営の健全性を確保するための財務等の基準	
① 基金(出資金、交付金、繰入金)保有額	保証残高増加見合額を造成
② 準備金保有額	基準日現在の保有額以上を目標とし、毎事業年度の剰余金は全額積立
③ 経常損益	経常損益の均衡を維持
(3) 予防的な措置	
上記指標を基準とするが、弁済能力比率が400%以下になると見込まれる場合には、速やかに必要な経営改善措置を予防的に講じるものとする。	